管 理 規 程

埼玉県病院事業管理規程第六号

埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正 する規程を次 \mathcal{O} ように定め

令和二年三月三十一日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程

玉県病院局職員給与規程 平 成十四年埼玉県病院事業管理規程第六号) \mathcal{O} 部

を次のように改正する。

別表第九 イ 中 「地域医 療連携室長」 を 「地域医療連携・ 入退院支援セン タ 長」

「総合診療センター長

改 め、 希少 が λ サ ル コ 7 セ ン タ 長」 を 希少が ん・サル コ 7 セ ンタ 長」

に改める。

に

別 表第十二中 「地域医療連携室長」 を 「地域医療連携・ 入退院支援センタ 長」

改 め、 少 が λ サ ル コ 7 セ ン タ -長」を 「総合診療センター 希少が ん・サル コ 長 マ セ タ

に

に改める。

別表第十三及び 別表第 十四四 中 「重症急性呼吸器症候群」 \mathcal{O} 次 に 「及び 新 型 コ 口 ナ

ウイルス感染症」を加える。

附則

兀

 \mathcal{O} 改正規定は、 \mathcal{O} 規程は、 令 令和二 和二 年 年 兀 月 月二十 日 か ら施行 日 カコ す 5 Ź. 適用する。 ただし、 別 表第十三及び別表第十